

令和7年度就労継続支援A型事業の経営改善モデル事業実施要綱

第1 目的

直近の生産活動収支が赤字である就労継続支援A型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善に関する専門家等による各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開を図る。

第2 事業対象者

前年度の生産活動収支が赤字であり、経営改善計画書を道が定める期日までに提出した道所管の就労継続支援A型事業所とする。（政令市及び中核市の事業所は除く）

第3 定義

「生産設備」とは、例えば、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等、生産活動収入の増加に資する設備のことをいう。

「経営改善に関する専門家」とは、例えば、中小企業診断士、よろず支援拠点や先進的な就労継続支援事業所の支援員等をいう。

第4 事業内容

- (1) 対象となった就労継続支援A型事業所は、道に提出した事業計画書に基づき、経営改善に関する専門家と連携の上、生産設備を導入する等、経営改善に向けた取組を行うこと。

なお、事業開始後、道は定期的に状況把握を行うことし、経営改善が見られない場合は、事業所に対して都度事業計画書の見直し・再提出を求める場合がある。その際、道は事業所に対して地域の実情や他の事業者等の例を踏まえて経営改善に向けた助言等を行うことができる。

- (2) 道は、前年度の生産活動収支が赤字である管内の就労継続支援A型事業所から提出された当該事業に係る事業計画書（様式1）及び積算内訳書（様式2）等に基づき、生産設備導入や指定権者、経営改善に関する専門家等との連携に要する費用を補助する。

なお、補助対象となる生産設備は、事業所が生産活動を行う際に使用するものであって、導入経費に限る。

- (3) 本事業により経営改善に資する専門家等の活用及び生産設備を導入した就労継続支援A型事業所は、当該事業の実施状況について、実績報告書（様式3）及び成果報告書（様式4）等により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに道に報告すること。

- (4) 本事業により生産設備の導入や指定権者、経営改善に関する専門家等との連携を行った就労継続支援A型事業所は、事業報告書に基づいて本事業の導入前後の比較を行い、経営改善に資する効果検証を行ったうえ、事業完了日の1か月後の末日までに道に報告すること。

また、全国の就労継続支援A型事業所における経営改善の参考に資するよう、導入効果等についてホームページ等により公表すること。これらの公表状況については、道に報告し、

経営改善モデルとして、道のホームページに掲載する等広く情報提供を行う場合がある。

なお、これらの報告及び公表状況については、厚生労働省においても、経営改善モデルとして公表等を行う可能性がある。

第5 その他

対象期間

内示後から令和8年(2026年)3月までの期間に経営改善に資する専門家等の活用及び生産設備を導入した経費のみを対象とする。

第6 経費の補助

道は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。